

平成二十六年内閣府令第二十号

国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業）

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であつて次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

イ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくはは役務の開発若しくはは提供に関する事業であつて次に掲げるもの

(1) 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(2) 高度な細胞の再生及び移植による再生医療（以下この（2）並びに第十一条の二第二号イ（1）及び（3）において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(3) 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(4) 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十七項に規定する治験をいう。第十一条の二第二号イ（3）において同じ。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(5) 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(6) 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（（7）及び（8）並びに第十一条の二第二号イ（4）において「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業

(7) 高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であつて、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業

(8) 高度医療施設等への外国人の患者の受入に必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることという。ロ（3）及び第十二条の二第二号ロ（2）において同じ。）その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業

ロ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であつて次に掲げるもの

(1) 二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（当該事業に係る第三条第一項に規定する事業実施計画が内閣総理大臣が定める要件を満たすものに限る。）

(2) 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

(3) 国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業

(4) 外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。（7）及び（8）において同じ。）、国際機関その他の者に勤務する者の子女又は海外から招へいた研究者の子女を対象とした外国語による教育に関する事業

(5) 主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第三百三十四条に規定する各種学校（第三条第一項第二号から第四号までにおいて「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に適合しないこととなるものに限る。）の整備に関する事業

(6) 外国語による医療の提供に関する事業

(7) 我が国において新たに事業を行う外国会社その他の者に対する当該事業を行う施設又は当該事業に係る設備の提供及び経営管理の支援に関する事業

(8) 我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための外国語による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

(9) 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業

ハ 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な事業（国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。以下この号において同じ。）内の事業者、大学、研究機関、公共団体その他の者の知見、技術的能力等又は当該国家戦略特別区域内に存する施設若しくは設備を活用することにより実施が可能となる先端的な事業であり、当該事業に係る革新的な技術の開発が国民生活の改善、新産業の創出又は市場の開拓に寄与し、当該国家戦略特別区域以外の区域にも経済的社会的効果を及ぼすものをいう。）であつて次に掲げるもの

イ がん、循環器疾患、精神疾患、神経疾患、感染症、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る医薬品又は先端的な技術を用いて開発される国際競争力の高い医薬品の研究開発又は製造に関する事業

ロ 治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る先端的な再生医療の研究に関する事業

ハ 人体への影響の少ない方法により診断又は治療を行う医療機器又は身体機能を再生し、回復し、又は代替する医療機器の先端的な研究開発に関する事業

ニ 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発に関する事業

三 小規模企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）であつて、設立時に常時雇用する従業員が五人（商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。以下同じ。）に属する事業を主たる事業として営む者については一人）以上の事業者が行う創業及び雇用の促進に係る事業（法第二十七条の五又は第二十八条の規定の適用を受ける場合に限る。）

（令第一条第一号で定める方法等）

第一条の二 国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号で定める方法は、インターネットの利用とする。

二 令第一条第一号で定める情報は、次のとおりとする。

一 収集及び整理をしている区域データの種類、内容及び形式

二 区域データの提供に関する手続及び規約

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

（公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）

第二条 内閣総理大臣は、令第一条の二第二項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）の内容その他の事項を確認しなければならない。

（事業実施計画の提出）

第三条 第一条第一号又は第二号に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣（法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

一 当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 第一条第一号ロ（五）に掲げる事業を実施しようとする者については、当該事業を行う土地の区域について決定された都市計画に関する図書（当該事業に係る外国人学校の用に供される施設が、その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定に適合しないこととなることが明らかであることが確認できるものに限る。）の写し

三 第一条第一号ロ（五）に掲げる事業を実施しようとする者については、当該事業に係る外国人学校の用に供される施設がその用に供されていることを継続して確認する取決めに係る書類

四 第一条第一号ロ（五）に掲げる事業を実施しようとする者については、当該事業に係る外国人学校の学則（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三条に規定する学則をいう。）

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 第十二条に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の二による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一 当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 前号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

3 第十三条に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の三による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 提出の日の属する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）の直前の事業年度（第三条の二第二項第二号において「基

準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過している場合に限る。）

三 提出の日における株主名簿

四 常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画（法第九条第一項に規定する認定区域計画をいう。以下同じ。）に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

五 第十四条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

4 国家戦略特別区域担当大臣は、前三項の規定による提出を受けたときは、事業実施計画が国家戦略特別区域基本方針（法第五条第一項に規定する国家戦略特別区域基本方針をいう。）及び区域方針（法第六条第一項に規定する区域方針をいう。）に即して、当該事業を行うことについての適切かつ確実な計画であるかどうかを確認し、その結果を事業を実施しようとする者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、事業実施計画の変更について準用する。

第三条の二 第十一条の二に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施することについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の五による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の当該特定事業を安定して実施するために必要な経理的基礎を有することを証する書類

三 常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類

四 第十一条の三各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書

五 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類

2 前条第四項の規定は、国家戦略特別区域担当大臣が、前項の規定による提出を受けたときにについて準用する。

3 前二項の規定は、事業実施計画の変更について準用する。

（区域計画の認定の申請）

第四条 法第八条第一項の規定により認定の申請をしようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第二による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第四章の規定による規制の特例措置等の適用を受ける主体の特定の状態を明らかにすることができ書類

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 法第十条第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。第七条において同じ。）について法第八条第一項の規定により認定の申請をしようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第二による申請書に、前項の図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 特定事業実施区域（法第十条第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。以下この号において同じ。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状態を明らかにすることができる書類

三 特定事業（法第十条第一項第一号に規定する特定事業をいう。）の工程表及びその内容を説明した文書

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(特定事業の内容等の公表)

第五条 法第八条第三項の規定による公表に当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(特定事業の実施主体としての申出)

第六条 法第八条第四項の規定による申出をしようとする者は、国家戦略特別区域会議の定める日までに、自己が特定事業の実施主体として実施しようとする内容その他の事項について記載した別記様式第三による申出書に次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域会議に提出しなければならない。

- 一 当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(区域計画の変更の認定の申請)

第七条 法第九条第一項の規定により区域計画の変更を受けようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第四による申請書に第四条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち当該区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第八条 法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
- 三 法第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置（法附則第三条の規定による訓令又は通達に関する規制の特例措置を含む。）の全国展開に伴う変更
- 四 特定事業の実施主体の名称又は所在地の変更（変更後の所在地が国家戦略特別区域内であるものに限る。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、認定区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

第九条 法第十二条の評価は、国家戦略特別区域会議の構成員、特定事業の実施主体その他の者が、特定事業の進捗状況、その実施による効果その他の事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して行わなければならない。

2 国家戦略特別区域会議は、認定区域計画の進捗状況に関する評価を行うため必要があると認めるときは、特定事業の実施主体に対し、当該特定事業の実施に関し必要な報告を求めることができる。

(法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業)

第十条 法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ（１）から（６）まで並びにロ（２）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（５）から（９）までに限る。）及び第二号に掲げる事業とする。

(法第二十七条の二の内閣府令で定める要件)

第十条の二 法第二十七条の二の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 法第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受けて行われること。
- 二 前条に規定する事業であること。

(報告書の提出時期及び手続)

第十一条 法第二十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする法人であつて、第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に係る特定事業（以下この条において「確認特定事業」という。）を実施するもの（以下この条において「事業実施主体」という。）は、事業実施期間（当該確認特定事業を実施するため

に必要な期間として、別に定めるところにより当該事業実施計画に記載された期間をいう。）中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五による実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一 前年度の確認特定事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の確認特定事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に関し、確認特定事業を適切に実施しているとき認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、事業実施主体に対して、別記様式第五の二による当該事業を適切に実施していると確認したことを証する書面及び当該確認の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、事業実施主体に対して、別記様式第五の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

(法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業)

第十一条の二 法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる事業（法第二十七条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものを除く。第十一条の四第八項において同じ。）であつて、当該事業の実施に当たり法第十二条の二から第二十六条までの規定による規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくはは役務の開発若しくはは提供に関する事業であつて次に掲げるもの

(1) 放射線療法その他の高度な医療の提供に資する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品（高度再生医療を行うために必要なものに限る。）の研究開発若しくは製造に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(2) 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発若しくは製造に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(3) 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(4) 高度医療施設等の運営に関する事業

ロ インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業であつて、次のいずれかに掲げるもの

- (1) 情報を収集、蓄積、解析又は発信する製品の研究開発に関する事業
- (2) 収集され、蓄積され、解析され、又は発信された情報の迅速な共有を図るためのネットワークの構築に係る技術の研究開発に関する事業
- (3) 収集され、蓄積され、解析され、又は発信された情報を活用し自律的に作動する製品の研究開発に関する事業

(4) (１) から (３) までに掲げる事業の成果を活用した事業

三 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

(法第二十七条の三の内閣府令で定める要件)

第十一条の三 法第二十七条の三の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。

二 認定区域計画に係る国家戦略特別区域が国家戦略特別区域を定める政令(平成二十六年政令第七十八号)により定められた日以後に設立された法人であつて、その設立の日以後五年を経過していないものであること。ただし、当該法人が次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年から当該イ又はロに定める期間を減じた期間を経過していないものであること。

イ 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が認定区域計画に定められている前条に規定する特定事業(以下この条から第十一条の五までにおいて単に「特定事業」という。)を実施していた法人である場合 設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間

ロ 当該法人がその設立の日以前から特定事業を実施していた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

三 専ら特定事業を実施すること。

四 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において、次に掲げる業務(特定事業の内容に照らして必要かつ補助的なものに限る。)以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が提供する役務又は販売する製品に関する調査を行う業務

ロ 当該法人が提供する役務又は販売する製品の広告又は宣伝を行う業務

ハ 当該法人が提供する役務又は販売する製品の契約の申込み又は締結の勧誘を行う業務

ニ 当該法人が提供する役務又は販売する製品の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

ホ 当該法人が提供した役務又は販売した製品に関する情報の提供を行う業務

ヘ イからホまでに掲げる業務に付随して行う業務

五 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、常時雇用する従業員の数の十分の二に相当する数以下であること。

六 特定事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められるものであること。

七 特定事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

八 特定事業を安定して実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。

九 特定事業に係る経理が、法第二十七条の三の指定前に営んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

(国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等)

第十一条の四 法第二十七条の三の指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする法人は、別記様式第五の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の特定事業を安定して実施するために必要な経理的基礎を有することを証する書類

三 常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類

四 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書

五 第三条の二第二項において準用する第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた第三条の二第一項の事業実施計画(同条第三項において準用する第三条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの)の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類

七 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

八 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。

九 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

十 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定に係る法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。ただし、当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合 設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間

二 当該法人がその設立の日以前から特定事業を行っていた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

三 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合は、指定を取り消した場合も、同様とする。

五 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

六 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

三 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。

四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

五 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定に係る法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。ただし、当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合 設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間

二 当該法人がその設立の日以前から特定事業を行っていた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

六 前項の有効期間は、特定事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

七 第三項の規定により指定書の交付を受けた法人(以下「指定法人」という。)について合併又は分割があつたときは、特定事業の全部を承継した法人に係る第五項の有効期間の満了の日は、前条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日(当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定法人が二以上ある場合においては、これらの指定法人に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日)とする。

八 法第二条第二項第一号に掲げる事業を実施する指定法人に係る指定は、当該規制に係る法律、政令又は主務省令の改正その他の理由により、当該規制の特例措置が国家戦略特別区域以外の地域において適用されることとなつた場合においても、なおその効力を有する。

九 指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を国家戦略特別区域担当大臣に届け出なければならない。

十 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によつて付した指定の有効期間を、指定法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。ただし、当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を経過していないものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合 設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間

二 当該法人がその設立の日以前から特定事業を行っていた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

三 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合は、指定を取り消した場合も、同様とする。

五 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

六 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

七 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。

八 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

九 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定に係る法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。ただし、当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合 設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間

二 当該法人がその設立の日以前から特定事業を行っていた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

三 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合は、指定を取り消した場合も、同様とする。

五 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

六 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

七 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。

八 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(報告書の提出時期及び手続)

第十一条の五 指定法人は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五の七による実施状況報告書を提出するものとする。

一 前年度の特定事業の実施状況

二 前年度の収支決算

2 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に關し、特定事業を適正に実施しているものと認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の八による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定法人に對して、別記様式第五の九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第二十七条の四の内閣府令で定める事業)

第十二条 法第二十七条の四の内閣府令で定める事業は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

一 当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であること。

二 次のいずれかに該当する事業

イ 次に掲げる公益的施設のうち二以上(一〇)及び(一一)に掲げる公益的施設にあつては、一以上)の整備を含む事業であつて、法第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十五条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものであること。

(1) 高度な医療の研究施設

(2) 高度な医療の提供を行う医療施設

(3) 我が国において新たに事業を行う外国会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に對し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設

(4) 国際会議等の用に供する大規模な集会施設

(5) 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設又は文化施設

(6) 外国語による教育を行う施設

(7) 外国語による保育を行う施設

(8) 外国語による医療の提供を行う医療施設

(9) 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに当該滞在に必要な役務を提供する施設

(10) 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第六項に規定するバスターミナル

(11) 公園、緑地又は広場

ロ 専らイに掲げる公益的施設(当該公益的施設に付随する施設を含む。)の用に供する建築物又は構造物の整備を行う事業であること。

(法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業)

第十三条 法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

一 中小企業者(中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が行う第一条第一号イ(一)から(三)まで及び(五)に掲げる事業に限る。)及びハ並びに第二号に掲げる事業に係るもの

二 次に掲げる要件の全てを満たす小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの
イ 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、常時雇用する従業員の数の十分の二に相当する数以下であること。

ロ 次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約(その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に關する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。)の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、一人)以上増加していること。

(法第二十七条の五の内閣府令で定める要件)

第十四条 法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 第十三条に規定する特定事業のうち、認定区域計画に定められている特定事業を行うことに對して適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定めるものであること。

イ 設立の日以後の期間が一年未満の会社(設立事業年度を経過していないものに限る。)次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 常勤の研究者又は新事業活動従事者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第七項に掲げる新事業活動に従事する者であつて研究者に該当しない者をいう。以下同じ。)の数が二人以上であり、かつ、当該研究者又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が十分の一以上であること。

(2) 事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するものであること。

ロ 設立の日以後の期間が一年未満であつて、かつ設立事業年度を経過している会社 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 常勤の研究者又は新事業活動従事者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が十分の一以上であること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度(以下この号において「基準事業年度」という。)の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に對する割合が百分の二を超えていないこと。

ハ 設立の日以後の期間が一年以上二年未満の会社 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 常勤の新事業活動従事者の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が十分の一以上であるもの、又は基準事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一十一号)第三条第一項に規定する費用の合計額と同条第二項に規定する収入金額に對する割合が百分の三を超えるものであること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を基準事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に對する割合が百分の二を超えていないこと。

ニ 設立の日以後の期間が三年以上三年未満の会社 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 基準事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額と同条第二項に規定する収入金額に對する割合が百分の三を超えるも

の又は売上高成長率（基準事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下同じ。）の基準事業年度の前年度の売上高の額に対する割合又は基準事業年度の売上高の額の設定事業年度の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から基準事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるものであること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を基準事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

ホ 設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社（前条第二号に掲げる場合を除く。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 基準事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額と同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率が百分の百二十五を超えるものであること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を基準事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

三 既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第十七条第一項第七号において「確認事業実施計画」という。）に係る特定事業を実施しているものにあつては、当該特定事業を適正に実施していることと認められること。

四 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（１）から（３）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと（１）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと（１）及び（２）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

八 特定株式投資契約を締結する株式会社であること。

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十五条 法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第六による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

三 申請の日における株主名簿

四 常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

五 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 確認事業実施計画の写し

七 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

八 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

九 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六の二による指定書を交付するものとする。

十 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

十一 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年（第十三条第二号に掲げる特定事業にあつては、三年）を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

十二 前項の有効期間は、指定に係る特定事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

十三 第三項の規定により指定書の交付を受けた会社（以下「指定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を国家戦略特別区域担当大臣に届け出なければならない。

十四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定会社が前条各号に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

十五 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

十六 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

十七 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

十八 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（報告書の提出時期及び手続）

第十六条 指定会社は、事業年度終了後一月以内に、国家戦略特別区域担当大臣に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第六の四による実施状況報告書を提出するものとする。

一 前年度の指定に係る特定事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 特定株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

2 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に關し、指定に係る特定事業を適正に実施していると認めるときは、指定会社に対して、別記様式第六の五による当該事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第六の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4 指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について別記様式第六の七の報告書に、当該指定会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

三 特定株式投資契約の日における株主名簿

四 常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

五 第十四条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 特定株式投資契約その他の資金調達に関する実績

七 確認事業実施計画の写し

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行うおとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあつては、当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第六の八による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立するものである旨を誓約する書面

3 国家戦略特別区域担当大臣は、第一項の報告書に關し、指定に係る特定事業が適正に実施される見込みであると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第六の九による当該事業が適正に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第六の十によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、特定株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合に、当該書面の交付をした指定会社は、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第十五条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

三 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、特定株式投資契約を締結した契約書の写し

四 前三号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

9 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関）

第十八条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七号第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

七 農林中央金庫

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

（法第二十八条第一項の指定金融機関の要件）

第十九条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することとする。

（第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約の優先）

第二十条 政府は、毎年度、各利子補給契約（法第二十八条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十二條第二項において同じ。）により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金（法第二十八条第一項に規定する国家戦略特区支援利子補給金をいう。第二十二條第二項及び第二十三條において同じ。）の額の合計額が、当該年度の予算で定め

る額を超える場合は、第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約を結ぶことを優先するよう努めるものとする。

(法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法)

第二十一条 法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

(法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間)

第二十二条 法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間
二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、国家戦略特区支援利子補給金の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一 七月二十六日から同年八月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間
二 一月二十六日から同年二月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

(国家戦略特区支援利子補給金の支給)
第二十三条 指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第四項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該国家戦略特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表
二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類
三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内において、国家戦略特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(法第二十八条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第二十四条 法第二十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

3 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

4 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

5 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

(安全管理に関する確認の申請及び確認)

第二十五条 法第二十八条の第二項の確認を受けようとする国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体（第三項及び第四項において「申請者」という。）は、別記様式第九による申請書（次項及び第三項において「申請書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 認定区域計画の写し

二 法第二十八条の第二項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類

3 内閣総理大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十八条の第二項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十一による通知書を申請者に交付するものとする。

(安全管理に関する変更に係る確認の申請及び確認)

第二十六条 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であつて、法第二十八条の第二項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたものの（この条から第二十八条までにおいて「実施主体」という。）は、前条第三項の規定により確認を受けた安全管理の内容を変更しようとするときは、別記様式第十二による申請書（次項及び第三項において「申請書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 申請書の提出は、前条第三項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の第二項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした実施主体に別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十四による通知書を当該実施主体に交付するものとする。

(国の機関等に対するデータの提供の求めの申請)

第二十七条 法第二十八条の第二項の規定により国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した別記様式第十五による提供依頼申出書（次項から第五項までにおいて「申出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十八条の第二項の規定によりデータを提供する場合、内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

一 データの内容

二 データの提供の方法

三 データの提供の準備に要する期間

四 その他データの提供に必要な事項

- 3 法第二十八条の第三項の規定により通知をする内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 4 法第二十八条の第四項の規定によりデータの提供を要請する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。第九項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 5 法第二十八条の第五項の規定により通知をする内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データの提供の要請を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十九による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 6 法第二十八条の第二項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。
 - 一 第二項又は第三項の場合 一月
 - 二 第四項又は前項の場合 二週間
- 7 法第二十八条の第六項の規定によりデータを提供する場合の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 8 法第二十八条の第七項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 9 法第二十八条の第八項の規定によりデータの提供を要請する場合の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 10 法第二十八条の第九項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十九による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 11 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。
 - 一 第七項又は第八項の場合 一月
 - 二 第九項又は前項の場合 二週間
- 12 法第二十八条の第十項の規定によりデータを提供する場合の長は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 13 法第二十八条の第十二項の規定により通知をする公共機関等は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 14 第四項又は第九項の規定による要請を受けた公共機関等は、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた関係行政機関の長は、当該通知の内容を内閣総理大臣に通知するものとし、当該通知を受けた内閣総理大臣は、当該通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。
- 15 第二項、第七項又は第十二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等に対し、当該通知書の写しを添えて、第十七項に定める書面を提出しなければならない。
- 16 前項の書面を受理した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。
- 17 第十五項の規定により提出する書面は、別記様式第二十により、第二項、第七項又は第十二項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。
(地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請)
- 21 法第二十八条の第三項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容及その他の事項を記載した別記様式第二十一による提供依頼申出書（以下この項から第三項までにおいて「申出書」という。）を当該関係地方公共団体の長その他の執行機関に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長以外の当該地方公共団体の執行機関にデータの提供を求めようとするときは、当該地方公共団体の長を経由して申出書を提出しなければならない。
- 2 法第二十八条の第三項の規定によりデータを提供する場合の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、前条第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十二による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 3 法第二十八条の第三項の規定により通知をする関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第二十三による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 4 第二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該通知書の写しを添えて、第六項に定める書面を提出しなければならない。
- 5 前項の書面を受理した関係地方公共団体の長その他の執行機関は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。

6 第四項の規定により提出する書面は、別記様式第二十四により、第二項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）

第二十九条 法第二十八条の四第一項の規定により、国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限り。以下この条及び次条において同じ。）は、新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十五による要望書（以下この条において「要望書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する内閣総理大臣の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域諮問会議に送付し、意見を聴くものとする。

3 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

4 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二十八による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

5 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、法第二十八条の四第七項の規定により、要望書を受理した日から原則として二週間以内に、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請するとともに、その旨を記載した別記様式第二十九による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該要請の旨を国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

6 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第二項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないうこと又は前三項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を送付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

一 第二項から第四項までの場合 一月

二 前項の場合 二週間

7 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、要請書を受理した日から原則として一月以内に、当該要請書に対する関係行政機関の長の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域諮問会議に送付し、意見を聴くものとする。

8 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるとき

は、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を内閣総理大臣に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該新たな規制の特例措置の整備を求める国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関係行政機関の長は、当該新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

9 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、第七項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二十八による通知書を内閣総理大臣に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該新たな規制の特例措置の整備を求めた国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関係行政機関の長は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

10 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第七項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣及び国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

第三十条 法第二十八条の四第二項の規定により区域計画の案を提出しようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたこととの報告書（次項において「報告書」という。）

二 新たな規制の特例措置の適用を受けて実施する先端的区域データ活用事業活動を実施すると見込まれる主体の特定の状態を明らかにすることができる書類

三 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法及びその結果

二 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた年月日

3 法第二十八条の四第二項の規定による認定区域計画の変更の案を提出しようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第三十一による申請書に第一号各号に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 法第二十八条の四第二項の規定により区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成する際の際の同項後段に規定する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえる方法については、次の各号のいずれかとする。

一 国家戦略特別区域会議の構成員及び先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決

二 当該区域に係る国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）で規定する地方公共団体の議会の議決

三 当該区域に係る国家戦略特別区域を定める政令で規定する地方公共団体の住民の投票

四 その他国家戦略特別区域会議が適切と認める方法

5 国家戦略特別区域会議は、前項の措置を講じるときに、事前に、説明会の開催等により、当該区域計画又は認定区域計画の変更の案の内容について説明を行うものとする。

附 則

この府令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日内閣府令第四三三号）

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年六月三〇日内閣府令第四三三三号）

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年九月一日内閣府令第五七号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日内閣府令第一九号）

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日内閣府令第一号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一二日内閣府令第一九号）

この府令は、中小企業の実業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日内閣府令第三二二号）

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年八月三一日内閣府令第五六号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一一日内閣府令第六九号）

この府令は、令和二年十一月十二日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日内閣府令第八二二号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日内閣府令第二四号）

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年八月二五日内閣府令第六三三号）

この府令は、令和五年九月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日内閣府令第四四号）

（施行期日）

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の国家戦略特別区域法施行規則第十条及び第十一条の規定は、この府令の施行の日以後に国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（以下「確認」という。）を受ける同条第一項の実業実施計画に係る事業について適用し、同日前に確認を受けた同項の実業実施計画に係る事業については、なお従前の例による。

別記様式第1（第3条関係）

事業実施計画の提出

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名

2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地

3. 事業実施計画（別紙）

注 1及び2に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1（別紙）（第3条関係）

事業実施計画

1. 事業の名称

2. 国家戦略特別区域法施行規則第1条に掲げる事業のうち該当するもの

3. 事業の内容

4. 事業実施場所

5. 事業実施期間

6. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 計画期間全体における事業資金見込額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 令和〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) 令和〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

7. 機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

(1) 計画期間全体における設備投資予定額（国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号に掲げる事業に係るもの） 総計〇〇百万円

(イ) 年度別内訳（令和〇〇年度）

(イ) 設備投資予定額 小計○○百万円
(ⅱ) 内訳

資産の区分	設備名	設置 予定地	工事着手 予定年月日	取得予定 年月日	事業供用 予定年月日	取得予 定価額	用途	事業 内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及び その附属設備 並びに構築物								

(ロ) 年度別内訳 (令和○○年度)

(イ) 設備投資予定額 小計○○百万円
(ⅱ) 内訳

資産の区分	設備名	設置 予定地	工事着手 予定年月日	取得予定 年月日	事業供用 予定年月日	取得予 定価額	用途	事業 内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及び その附属設備 並びに構築物								

(2) 計画期間全体における設備投資予定額 (国家戦略特別区域法施行規則第1条第2号に掲
げる事業に係るもの) 総計○○百万円

(イ) 年度別内訳 (令和○○年度)
(1) 設備投資予定額 小計○○百万円
(ⅱ) 内訳

資産の区分	設備名	設置 予定地	工事着手 予定年月日	取得予定 年月日	事業供用 予定年月日	取得予 定価額	用途	事業 内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及び その附属設備 並びに構築物								

(ロ) 年度別内訳 (令和○○年度)

(イ) 設備投資予定額 小計○○百万円
(ⅱ) 内訳

資産の区分	設備名	設置 予定地	工事着手 予定年月日	取得予定 年月日	事業供用 予定年月日	取得予 定価額	用途	事業 内容
機械及び装置								
器具及び備品								

建物及び その附属設備 並びに構築物								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

8. その他事業の実施に関する事項

- 注1 適用を受けようとする課税の特例措置を8に記載すること。
- 2 製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。
- 3 器具及び備品は、専ら開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。
- 4 5の事業実施期間とは、特定事業を実施するために必要な期間をいい、課税の特例措置の適用を受けようとする場合には別に定めるところに従って記載すること。
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1の2（第3条関係）（令2内府令昭・令改）

事業実施計画の提出

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名

2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地

3. 事業実施計画（別紙）

注 1及び2に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本建築規格A列4番とすること。

別記様式第1の2（別紙）（第3条関係）（令2内府令昭・令改）

事業実施計画

1. 事業の名称

2. 本事業に係る認定区域計画に定められている特定事業

3. 国家戦略特別区域法施行規則第12条第2号イに掲げる公益的施設のうち該当するもの

4. 事業の内容

5. 工事着手の予定時期及び工事完了の予定時期

6. 事業実施区域

（1）位置

（2）面積 ㎡

7. 建築物の概要

番号	建築面積	延べ面積	主たる用途

8. その他事業の実施に関する事項

注 1 6に掲げる事項については、事業実施区域に含まれる行政区域を表した図面又は縮尺、方位、目録となる地図及び事業実施区域を表示した付近見取図を添付すること。

2 7に掲げる事項については、事業実施区域図に建築物の配置図を添付すること。配置図には建築物ごとに番号を付し、その番号を「番号」の欄に入力すること。

（備考）用紙の大きさは、日本建築規格A列4番とすること。

別記様式第1の3（第3条関係）（令2内閣令22・金融）

事業実施計画の提出

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名

2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地

3. 事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本経済規格A列4番とすること。

別記様式第1の3（別紙）（第3条関係）

事業実施計画

1. 事業の名称

2. 国家戦略特別区域法施行規則第13条に掲げる事業のうち該当するもの

3. 事業の内容

4. 事業実施場所

5. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間

6. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

（1）計画期間全体における事業資金見込額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）令和〇〇年度

（i）事業資金見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

（ロ）令和〇〇年度

（i）事業資金見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

7. 事業実施に係る雇用計画

（1）設立事業年度の開始の日における常時雇用する従業員数（以下「従業員数」という。）

総計〇〇人

（2）計画期間全体における新規雇用見込従業員数 総計〇〇人

（3）年度別内訳

（イ）令和〇〇年度

（i）新規雇用見込従業員数 小計〇〇人

（ii）内訳

事業者の名称及び 所在地	事業年度開始時の 従業員数		事業年度終了時の 従業員数		従業員増加数	
	うち 新規雇用		うち 新規雇用		うち 新規雇用	

- (ⅱ) 当該事業年度開始時に認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数 ○○人
- (ロ) 令和○○年度
- (イ) 新規雇用見込従業員数 小計○○人
- (ⅱ) 内訳

事業者の名称及び 所在地	事業年度開始時の 従業員数		事業年度終了時の 従業員数		従業員増加数	
	うち 新規雇用		うち 新規雇用		うち 新規雇用	

8. 国家戦略特別区域の区域外にある事業所の所在地
- 注1 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）にあつては、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有していることを証明する事業計画書（事業概要、売上高及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）及び法人税法第148条第1項に規定する届出書の写しを添付すること。
- 2 法第27条の5に規定する課税の特例のみを受けようとする場合には、様式1の3のみを提出することとし、様式1を提出することを要しない。
- 3 7（3）（イ）（ⅲ）及び8に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が小規模企業者である場合のみ記載すること。
- （備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1の4（第3条、第15条、第17条関係）（※2内府令改・金融）

指定案件に関する宣言書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

会社の名称及び代表者の氏名

当社は、国家戦略特別区域法施行規則第14条各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1の5（第3条の2関係）（令3内附令82・全改）

事業実施計画の提出

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 様

特定事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名

2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地

3. 事業実施計画（別紙）

（注）2.において、当該法人が国家戦略特別区域法施行規則第11条の2に規定する特定事業（以下単に「特定事業」という。）を実施する法人を含む合併により設立された場合は設立の目的が最も早い法人の、設立以降から特定事業を実施していた者と実質的に同一である場合は当該実質的に同一と認められる者の特定事業開始日を併せて記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1の5（別紙）（第3条の2関係）

事業実施計画

1. 事業の名称

2. 国家戦略特別区域法第2条第2項第1号に掲げる事業（同法第27条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものを除く。）のうち該当するもの（規制の特例措置の内容）

3. 国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第2号に掲げる事業のうち該当するもの

4. 事業の内容

（1）概要

（2）活用する規制の特例措置の、当該事業における重要性

（3）当該事業が有する革新性

5. 事業実施場所

6. 国家戦略特別区域の区域外にある事業所に関する事項

（1）所在地

（2）国家戦略特別区域法施行規則第11条の3第4号に掲げる業務のうち該当するもの

7. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間

8. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

（1）計画期間全体における事業資金見込額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）令和〇〇年度

（i）事業資金見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

（ロ）令和〇〇年度

（i）事業資金見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

9. 従業員に関する事項

（1）法人が常時雇用する全従業員数 〇〇人

（2）認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数 〇〇人

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1の6（第3条の2，第11条の4関係）（令2内府令62・全改）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

法人の名称及び代表者の氏名

当社は、国家戦略特別区域法施行規則第11条の3各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第2（第4条関係）（令元内府令15・令3内府令60・一部改正）

区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法第8条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、区域計画について認定を申請します。

注 法第8条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第8条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

5 法第10条第1項第1号に規定する特定事業を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙 法第2条第2項に規定する特定事業関係及び法第10条第1項第1号に規定する特定事業関係

注1 2に掲げる事項については、特定事業ごとに、「1 特定事業の内容及び実施主体に関する事項」、「2 特定事業ごとの規制の特例措置等の内容」及び「3 その他特定事業に関する事項」を別紙に記載すること。

2 5に掲げる事項については、特定事業ごとに、「1 特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項」、「2 特定事業ごとの規制の特例措置の内容」及び「3 特定事業実施区域の範囲」を別紙に記載すること。

別記様式第3（第6条関係）
（令2内附命令・金融）
特定事業の実施主体としての申出書

年 月 日

国家戦略特別区域会議 宛

特定事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法第8条第3項の規定により公表された特定事業の実施主体に加わりたいので、同条第4項の規定に基づき、下記のとおり申し上げます。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名

2. 設立年月日及び1たる事務所の所在地

3. 実施主体に加わることを希望する特定事業の名称

4. 自己が特定事業の実施主体として実施しようとする内容

5. 自己が特定事業の実施主体として加わることによる効果

注 1及び2に掲げる事項については、特定事業を実施しようとする者が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4（第7条関係）
（令元内附令15・令2内附命令・一部改正）
区域計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域会議

年 月 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

2 変更事項の内容

注1 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

2 法第9条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第9条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5（第11条関係）

特定事業に関する実施状況報告書
年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿
法人の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（年 月 日付け）を受けた同条第1項の事業実施計画に係る特定事業の実施状況について、同規則第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業の名称
- 2. 国家戦略特別区域法施行規則第1条に掲げる事業のうち該当するもの
- 3. 事業の内容
- 4. 事業実施場所
- 5. 事業実施期間
- 6. 前年度における事業の実施状況
- 7. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
- 8. 資金の調達に関する実績
 - (1) 計画期間全体における事業資金額 総計〇〇百万円
 - (2) 年度別内訳

平成
(イ) 〇〇年度
令和
(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円
(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

平成
(ロ) 〇〇年度
令和
(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円
(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

- 9. 機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績
 - (1) 計画期間全体における設備投資実績額（国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号に掲げる事業に係るもの） 総計〇〇百万円
 - 平成
(イ) 年度別内訳（ 〇〇年度）
令和
(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円
(ii) 内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

平成
(ロ) 年度別内訳（ 〇〇年度）
令和
(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円
(ii) 内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

- (2) 計画期間全体における設備投資実績額（国家戦略特別区域法施行規則第1条第2号に掲げる事業に係るもの） 総計〇〇百万円
- 平成
(イ) 年度別内訳（ 〇〇年度）
令和
(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円
(ii) 内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

(ロ) 年度別内訳（平成 ○○年度
令和

(イ) 設備投資実績額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資産の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備並びに構築物								

10. 特定事業の適切な実施に関する事項

11. その他事業の実施状況に関する事項

注 10には、別に定める各特定事業の適切な実施に係る判断基準に対する達成状況を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の2（第11条関係）

特定事業の実施に係る確認書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの特定事業に係る実施状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域法施行規則第11条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを確認します。

記

確認の概要

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の3（第11条関係）

特定事業の実施に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの特定事業に係る実施状況報告については、下記の原因により国家戦略特別区域法施行規則第11条第2項の確認をしません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の4（第11条の4関係）

指定申請書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

法人の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法第27条の3に規定する指定を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1. 法人の名称及び代表者の氏名

2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地

3. 国家戦略特別区域法施行規則第11条の2に掲げる特定事業のうち該当するもの

4. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間

（注）2.において当該法人が国家戦略特別区域法施行規則第11条の2に規定する特定事業（以下単に「特定事業」という。）を実施する法人を含む合併により設立された場合は設立の日が最も早い法人の、設立以前から特定事業を実施していた者と実質的に同一である場合は当該実質的に同一と認められる者の特定事業開始日を併せて記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の5（第11条の4関係）（令2内附令82・令改）

指 定 番

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 役

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法第27条の3の規定に基づき、指定します。

記

1. 指定法人の名称

2. 主たる事務所の所在地

3. 認定区域計画に定められている特定事業（農林の特例措置活用事業）の内容

4. 指定の有効期間

（1）この指定が行われたことについては、国家戦略特区制度に関するホームページにおいて公表します。

（2）国家戦略特別区域法施行規則第11条の3各号に掲げる要件に該当しなくなったとき及び偽りその他の不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を撤回してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の6（第11条の4関係）（令2内附令82・令改）

国家戦略特別区域法第27条の3に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 役

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法第27条の3に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の7（第11条の5関係）

特定事業の実施に係る実施状況報告書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

法人の名称及び代表者の氏名

年 月 日付けの国家戦略特別区域法第27条の3に規定する指定を受けた特定事業の実施状況について、国家戦略特別区域法施行規則第11条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
- (1) 概要
- (2) 活用する規制の特例措置の、当該事業における重要性
- (3) 当該事業が有する革新性
2. 事業実施場所
3. 国家戦略特別区域の区域外にある事業所に関する事項
- (1) 所在地
- (2) 国家戦略特別区域法施行規則第11条の3第4号に掲げる業務のうち該当するもの
4. 事業実施期間及び指定の有効期間
5. 前年度における事業の実施状況
6. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
7. 資金の調達に関する実績
- (1) 計画期間全体における事業資金額 総計〇〇百万円
- (2) 年度別内訳
- (イ) 令和〇〇年度
- (i) 事業調達実績額 小計〇〇百万円
- (ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

- (ロ) 令和〇〇年度
- (i) 事業調達実績額 小計〇〇百万円
- (ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

8. 従業員に関する事項
- (1) 法人が常時雇用する全従業員数 〇〇人
- (2) 認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数 〇〇人

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の8（第11条の5関係）（※2内附※2・※3）

特定事業の実施に係る認定書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの特定事業の実施に係る実施状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域
法施行規則第11条の5第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適正に実施され
ている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5の9（第11条の5関係）（※2内附※2・※3）

特定事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法施行規則第11条の5第1項の規定による報告
については、下記理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6（第15条関係）

指定申請書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

会社の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第15条第1項に規定する指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名

2. 主たる事務所の所在地

3. 国家戦略特別区域法施行規則第13条各号に掲げる特定事業のうち該当するもの

4. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の2（第15条関係）（令3内府令昭・金融）

指 定 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法施行規則第15条第1項の規定に基づき、指定します。

記

1. 指定会社の名称

2. 主たる事務所の所在地

3. 認定区域計画に定められている特定事業（既設の特例措置活用事業）の内容

4. 指定の有効期間

(1) この指定が行われたことについては、国家戦略特区制度に関するホームページにおいて公表します。

(2) 特定株式投資契約の締結日において国家戦略特別区域法施行規則第14条各号に掲げる要件に該当しないとき及び随時その他の不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに当たるときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。

(3) この指定は、国として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではない旨を当該投資家に対して伝達してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の3（第15条関係）（令2内附令第4条）
国家戦略特別区域法施行規則第15条第1項に規定する指定をしない旨の通知書
年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿
国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法施行規則第15条第1項に規定する指定の申請について、下記の原因により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本標準規格A列4番とすること。

別記様式第6の4（第16条関係）
特定事業の実施に係る実施状況報告書
年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿
会社の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第15条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定事業の実施状況について、同規則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容

2. 事業実施場所

3. 事業実施期間及び指定の有効期間

4. 前年度における事業の実施状況

5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）

6. 資金の調達に関する実績

（1）令和〇〇年度資金合計 〇〇百万円
（内訳）

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

（2）令和〇〇年度資金合計 〇〇百万
（内訳）

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

7. 事業実施に係る雇用計画

（1）設立事業年度の開始の日における常時雇用する従業員数（以下「従業員数」という。）
総計〇〇人

（2）計画期間全体における新規雇用従業員数 総計〇〇人

（3）年度別内訳
（イ）令和〇〇年度
（i）新規雇用従業員数 小計〇〇人

(ii) 内訳

事業者の名称及び 所在地	事業年度開始時の 従業員数		事業年度終了時の 従業員数		従業員増加数	
	うち 新規雇用		うち 新規雇用		うち 新規雇用	

(iii) 当該事業年度終了時に認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数 ○○人

(ロ) 令和○○年度

(i) 新規雇用従業員数 小計○○人

(ii) 内訳

事業者の名称及び 所在地	事業年度開始時の 従業員数		事業年度終了時の 従業員数		従業員増加数	
	うち 新規雇用		うち 新規雇用		うち 新規雇用	

8. 国家戦略特別区域の区域外にある事業所の所在地

注 7 (3) (イ) (ii) 及び8に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が小規模企業者である場合のみ記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の5 (第16条関係) (令2内附令昭・金改)
特定事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 様

国家戦略特別区域担当人様

年 月 日付けの特定事業の実施に係る実施状況報告書を附まえ、国家戦略特別区域法施行規則第16条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適正に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の6（第16条関係）（令3内附令昭・令改）

特定事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法施行規則第16条第1項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の7（第17条関係）

特定事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

会社の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第15条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定事業について、当社として、その実施に必要な資金が確実に調達することができると判断するに至ったため、同規則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容

2. 事業実施期間及び指定の有効期間

3. 事業の実施に必要な資金の調達に関する契約の締結状況

(1) 計画期間全体における資金総額 〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 令和〇〇年度

(i) 〇〇年度資金小計 〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

(ロ) 令和〇〇年度

(i) 〇〇年度資金小計 〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

4. 事業実施に係る雇用計画

(1) 設立事業年度の開始の日における常時雇用する従業員数（以下「従業員数」という。）総計〇〇人

(2) 計画期間全体における新規雇用従業員数 総計〇〇人

(3) 年度別内訳

(イ) 令和〇〇年度

(イ) 新規雇用従業員数 小計〇〇人

(ii) 内訳

事業者の名称及び 所在地	事業年度開始時の 従業員数		事業年度終了時の 従業員数		従業員増加数	
	うち 新規雇用		うち 新規雇用		うち 新規雇用	

(iii) 当該事業年度開始時に認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数 〇〇人

(ロ) 令和〇〇年度

(イ) 新規雇用従業員数 小計〇〇人

(ii) 内訳

事業者の名称及び 所在地	事業年度開始時の 従業員数		事業年度終了時の 従業員数		従業員増加数	
	うち 新規雇用		うち 新規雇用		うち 新規雇用	

5. 国家戦略特別区域の区域外にある事業所の所在地

注1 設立の日以後の期間が一年未満の会社にあつては、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有していることを証明する事業計画書（事業概要、売上高及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）及び法人税法第148条第1項に規定する届出書の写しを添付すること。
2 4（3）（イ）（iii）及び5に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が小規模企業者である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の8（第17条関係）（令3内閣令昭・令改）
民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地
会社名
代表者の氏名 殿
組合所在地
組合名
代表者の氏名

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 組合契約の種類の別
当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること
- 2 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等
氏名（名称）
住所（所在地）
- 3 上記の者の出資額数割合

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の9（第17条関係）（令3内附令第2・金融）

特定事業の実施に係る調査書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの特定事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域法施行規則第17条第3項の規定に基づき、当該事業が適正に実施される見込みである旨、これを認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の10（第17条関係）（令3内附令第2・金融）

特定事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法施行規則第17条第1項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の11（第17条関係）（ファンド等を通じて投資した場合）（令2内府令82・金融）

国家戦略特別区域法施行規則第17条第6項に係る確認申請書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

会社所在地
会 社 名
代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第17条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は法第27条の5に規定する株式会社に該当するものであり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
民法第819条の2第1項に規定する住所
当該民法第819条の2第1項に規定する住所
出資価額割合 %

2. 払込み日 令和 年 月 日

3. 当該法人の指定の有効期間

4. 取得株式数
民法第819条の2第1項に規定する取得株式数

5. 払込金額

6. 払込金額の総額
民法第819条の2第1項に規定する払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の11（第17条関係）（個人が直接投資した場合）（令2内府令82・金融）

国家戦略特別区域法施行規則第17条第6項に係る確認申請書

年 月 日

国家戦略特別区域担当大臣 殿

会社所在地
会 社 名
代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第17条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は法第27条の5に規定する株式会社に該当するものであり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
民法第819条の2第1項に規定する住所
当該民法第819条の2第1項に規定する住所
出資価額割合 %

2. 払込み日 令和 年 月 日

3. 当該法人の指定の有効期間

4. 取得株式数
民法第819条の2第1項に規定する取得株式数

5. 払込金額

6. 払込金額の総額
民法第819条の2第1項に規定する払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の12（第17条関係）（令2内附令昭・金融）

国家戦略特別区域法施行規則第17条第6項に係る確認書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法施行規則第17条第6項の規定による申請について、同条第8項の規定に基づき確認します。

記

1. 個人の氏名及び住所

2. 申請者が国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社に該当するものであること

3. 払込期日 令和 年 月 日

4. 3の期日が当該法人の指定の有効期間内であること

5. 当該申請に係る払込みは、国家戦略特別区域法施行規則第17条第1項の特定株式投資契約に基づくものであること

6. 取得株式数

7. 払込金額

8. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6の13（第17条関係）（令2内附令昭・金融）

国家戦略特別区域法施行規則第17条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

国家戦略特別区域担当大臣

年 月 日付けの国家戦略特別区域法施行規則第17条第9項の規定による申請について、同条第9項の規定に基づき確認しません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第7（第23条関係）（令2内府令昭・金融）

国家戦略特区支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 府

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条第5項の規定に基づき、下記のとおり国家戦略特区支援利子補給金の支給を申請します。

記

1 国家戦略特区支援利子補給金申請額

2 国家戦略特区支援利子補給金振込先
（振込先金融機関名・支店名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）

3 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日

（添付書類）

（1）当該国家戦略特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及び償還年次表

（2）償還が貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第8（第24条関係）（令2内府令昭・金融）

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 府

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

1 金融機関の名称

2 代表者の氏名

3 金融機関の所在地

（添付書類）

（1）定款

（2）登記事項証明書

（3）貸付対照表及び損益計算書

（4）事業を安定して行うために必要な移理の基礎を示す書類

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第9（第25条関係）（令2内附令6の追加）
安全管理に係る確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

住所
名称
代表者の氏名

図を戦時特別区域法第38条の2第1項の承認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

- （備考）
- 1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 3. 国策戦時特別区域法施行規則第38条第2項に掲げる書類を添付する。

別記様式第10（第25条関係）（令2内附令6の追加）
安全管理に係る承認書

年 月 日

殿

内閣府大臣 名

年 月 日付けの承認申請について、国策戦時特別区域法第38条の2第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

- 1. 承認をした年月日
- 2. 申請者の名称及び代表者の氏名
- 3. 申請者の住所
- 4. 認定区域計画の概要

- （備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11（第25条関係）（令2内附令第8・追加）
安全管理に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

所

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで確認申請のあった国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載事項）
国家戦略特別区域法第38条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第12（第26条関係）（令2内附令第8・追加）
安全管理の変更に係る確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 所

住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで確認を受けた安全管理の内容について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法施行規則第26条第1項の規定に基づき、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

（備考）
1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な資料を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第30条第2項に掲げる書類を添付する。

（記載事項）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

別記様式第13（第26条関係）（令2内附令第8・追加）
安全管理の変更に係る確認書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けの変更確認申請について、国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

- 1. 変更確認をした年月日
- 2. 変更後の申請書の名称及び代表者の氏名
- 3. 変更後の申請書の住所
- 4. 変更後の認定区域計画の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

別記様式第14（第26条関係）（令2内附令第8・追加）
安全管理の変更に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで変更確認申請のあった国家戦略特別区域データ基盤整備事業に係るデータの安全管理については、以下により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（加筆欄）

国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第15（第27条関係）（令2内附令69・追加）
国の機関等に対するデータ提供依頼申出書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

住所
名称
代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条の2第1項の規定に基づき、別紙の国の機関等の保有するデータの提供を求めます。

（備考）

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

3. 国家戦略特別区域法施行規則第27条第1項に掲げる書類を添付する。

（別紙）
国の機関等に対するデータ提供依頼申出書

1. 名称等
氏名又は名称（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

2. 希望期間について
認定区域計画 認定された年月日

3. 提供を求めるデータの内容

4. データの活用目的等について

5. データの提供方法等について

①	提供を依頼するデータの 名称及び用途等	
②	提供を依頼するデータを 保有している国の機関又 は公共機関等	

①	データの活用目的	
②	データの活用方法	

（注）認定区域計画に記載された国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業と、提供を求めるデータの
活用目的及び方法との関係が明確となるよう記載すること。

①	データの提供方法	1) 提供媒体 □ CD-R □ DVD-R □ 電子メール（メールアドレスを記載：） □ 専用回線 □ IP-VPN □ その他（）
②	データの提供方法	2) 提供の担（電子メール以外） □ 郵送 □ 直接送取 □ その他（）

①	既に提供を受けている国の機関又は公共機関等のデータ	
②	今後提供を依頼する予定の国の機関又は公共機関等のデータ	

7. その開示データの提供に当たって必要事項は

国の機関等の保有するデータ提供決定通知書

107

年 月 日付)で求めのあった国の機密等の漏有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第28条の2第2項、第6項及び第10項の規定に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

7 提供するデータの内容	
①	提供するデータの名称及び対象時期等
②	提供するデータを保有している国の機関又は公共機関等

①	データの提供方法	
②	データ形式	
③	データの提供方法	① 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 磁気テープ (メールアドレスを記録) ; ☐ 通信記録 ☐ IP VPN その他 () ② 提供方法 (メール・その他) ☐ 郵送 ☐ 直接送付 ☐ その他 ()

4. その他データの提供に当たって必要な事項

5. 担当課等
担当課名：
電話番号：

〔備考〕
1. 「内閣総理大臣 氏」は、法第28条の2第2項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条第10項の規定による場合には内閣総理大臣及び公共機関等、又は内閣総理大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第17（第27条関係）

別記様式第17（第27条関係）（令2内府令68・追加）
国の機関等の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 氏

年 月 日付で求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、[国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の2第3項、第7項及び第12項の規定に基づき、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

記

データを提供しない理由

〔備考〕
1. 「内閣総理大臣 氏」は、法第28条の2第3項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第7項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条第12項の規定による場合には内閣総理大臣及び公共機関等、又は内閣総理大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔記載要項〕
法第28条の2第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第18（第27条関係）（令2内府令68・追加）

国の機関等に対するデータ提供拒絶実施通知書

年 月 日

宛

内閣総理大臣 名

年 月 日付で求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、国家情報特別保護法（以下「法」という。）第28条の2第4項及び第8項の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施しましたので、通知します。

記

1. データ提供の要請書の国の機関又は公共機関等の名称

2. データ提供の要請を実施した年月日

（備考）

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第4項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の姓名とする。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第19（第27条関係）（令2内府令68・追加）

国の機関等に対するデータ提供の要請不実施通知書

年 月 日

宛

内閣総理大臣 名

年 月 日付で求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、国家情報特別保護法第28条の2第5項及び第9項の規定に基づき、下記の理由により要請を行わないこととしましたので、通知します。

記

要請不実施の理由

（備考）

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第5項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第9項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の姓名とする。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載事項）

要請をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第20（第27条関係）（令2内附令第4の追加）
国の機関等の保有するデータ提供実施要請書

年 月 日

殿

住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで通知された国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、
国家戦略特別区域法施行規則第27条第15項の規定に基づき、下記のとおりデータ提供の実施を要請いた
します。

31

1. 提供するデータの内容

① 提供するデータの種類 及び対象機関等	
② 提供するデータを保有し ている国の機関又は公共 機関等	

2. データの提供方法

① 希望するデータ形式	1) 提供形式 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール（メールアドレスを記載） ☐ 専用回線 ☐ IP VPN ☐ その他（ ）
② データの提供方法	2) 提供手段 ☐ 使用済みCD/DVD ☐ 専用回線 ☐ その他（ ）

3. データの提供の実施希望時期

4. その他データの提供に当たって必要な事項

- (備考)
1. 内閣府出入国のために応じ、必要な書類を提出するよう要すること。
 2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 3. 国家戦略特別区域法施行規則第27条第15項に掲げる事項を添付する。

別記様式第 21（第28条関係）（令3内附令66・追加）
地方公共団体に対するデータ提供依頼申出書

年 月 日

地方公共団体の長その他の執行機関 殿

住所
名称
代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条の3第1項の規定に基づき、別紙の地方公共団体の保有するデータの提供を求めます。

（備考）

- 1. 地方公共団体の長その他の執行機関の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
- 3. 所定戦略特別区域法第28条第1項に掲げる書類を添付する。

（別紙）

地方公共団体に対するデータ提供依頼申出書

- 1. 名称等
氏名又は名称（法人その他の団体にあってはその名簿及び代表者の氏名）

- 2. を提供することについて
認定区域計画 認定された年月日

3. 提供を求めるデータの内容	
①	提供を依頼するデータの名称及び提供の概要
②	提供を依頼するデータを保有している地方公共団体

4. データの活用目的等について	
①	データの活用目的
②	データの活用方法

（注）認定区域計画に記載された国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業と、提供を求めるデータの活用目的及び方法との関係が明確となるよう記載すること。

5. データの提供方法等について	
①	データの提供形態等（定期的なものを含む。）
②	希望するデータ形式
③	データの提供方法

- 1) 提供媒体
☐ CD-R ☐ DVD-R
で電子メール（メールアドレスを記載：）
印刷用印刷 ☐ PDF形式
はその他（）
- 2) 提供方法（電子メール以外）
☐ 協定 ☐ 直接交付
☐ その他（）

6. 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定の地方公共団体の保有するデータについて

①	現に提供を受けている地方公共団体	
②	今後提供を依頼する予定の地方公共団体	

7. その他データの提供に当たって必要な事項

別記様式第 22（第28条関係）（令2 内附令第9・追加）
地方公共団体の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

県

地方公共団体の長その他の執行機関 氏

年 月 日付けで求めのあった地方公共団体の保有するデータの提供依頼について、国家戦
争特別区域法（以下「法」という。）第28条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり提供すること
したので、通知します。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び 提供事業概要	
②	提供するデータを保有し ている地方公共団体	

2. データの提供方法

①	データ形式	
②	データの提供方法	1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール（パスワードを付与して送信） ☐ 専用磁盤 ☐ IP-VPN ☐ その他（ ） 2) 提供が供電子メール以外 ☐ 普通 ☐ 伝真 ☐ その他（ ）

3. データの提供の準備に要する期間

4. その他データの提供に当たって必要な事項

5. 担当職員等
担当職員：
電話番号：

（備考）
用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とする。

別記様式第23（第28条関係）

別記様式第 23（第28条関係）（令2内附令69・追加）
地方公共団体の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

贈

地方公共団体の長その他の執行機関 名

年 月 日付けで求めのあった地方公共団体の保有するデータの提供依頼について、国家戦略
特別区域造成（以下「創」という。）第28条の3第3項の規定に基づき、下記の理由により提供しないことと
しましたので、通知します。

記

データを提供しない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とする。

（記載事項）
法第28条の2第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第 24（第28条関係）（中2内附命68・追加）
地方公共団体の保有するデータ提供実施要請書

年 月 日

所

住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで通知された地方公共団体の保有するデータの提供依頼について、国等編転
別区域法施行規則第28条第4項の規定に基づき、下記のとおりデータ提供の実施を要請いたします。

記

1. 提供するデータの内容	
① 提供するデータの名前及び対象範囲等	
② 提供するデータも保有している地方公共団体名	

2. データの提供方法

① 希望するデータ形式	1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール（メールアドレスを記載：） ☐ 専用記録 ☐ IP-VPN ☐ その他（）
② データの提供方法	2) 提供方法(電子メール以外) ☐ 郵送 ☐ 直接送付 ☐ その他（）

3. データの提供の実施希望時期

4. その他データの提供に当たって必要な事項

(備考)

1. 地方公共団体の長その他の執行機関の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

2. 届出の入りきは、国土審議規程 A 4 とする。

3. 国等編転別区域法施行規則第28条第4項に掲げる書類を添付する。

別記様式第 25（第29条関係）（令2内附令68・追加）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

国家戦略特別区域会議名

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の4第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 先端的区域データ活用事業活動の目標
2. 先端的区域データ活用事業活動の内容
3. 先端的区域データ活用事業活動の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る関係法令の名称
6. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
7. その他

〔備考〕

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

〔記載事項〕

1. 先端的区域データ活用事業活動の目標
先端的区域データ活用事業活動の目標（先端的区域データ活用事業活動を実施しようとする旨となる事項及びそれにより目指す先端的区域データ活用事業活動の方向性）を要約的に記載する。
2. 先端的区域データ活用事業活動の実施期間及び実施場所
実施場所には、先端的区域データ活用事業活動を実施する地域の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する事業活動など、事業活動を実施する場所が作業上特定できない場合には、可能な限り場所が判明できるように記載する。
3. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
（1）整備を求めるとする規制の特例措置の内容（現行法規が目的としている安全性等の確保を、現行法規とは異なる方法により担保するための措置等の使用を含むものとする。）を要約的に記載する。
（2）新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる先端的区域データ活用事業活動の内容を要約的に記載する。
（3）現行法規の範囲において、既に事業活動の一部を実施している場合はその内容を記載する。

別記様式第 26（第29条関係）（令2内附令68・追加）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで閣議の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の経過
3. その他

〔備考〕

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の4第4項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 27（第29条関係）（※2内府令68・追加）
新することとする新たな規制の特例措置の内容の公表

- 1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
- 2. 新たな規制の特例措置の整備の見直し
- 3. その他

（記載要領）
「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

別記様式第 28（第29条関係）（※2内府令68・追加）
新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日
殿
内閣総理大臣 名

年 月 日付付で整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

- 記
- 1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないとする理由
 - 2. 規制の特例措置の整備による、先導的領域データ活用事業活動の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは整備の見直しがある場合はその内容
 - 3. 国家戦略特別区域諮問会議からの意見の概要
 - 4. その他

（備考）
1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の4第5項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第9項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）
「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の取組点、現行規制下において対応可能な先導的領域データ活用事業活動の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備による規制の緩和若しくは整備が行われる見直し等を具体的に記載するよう努めること。

別記様式第 29（第29条関係）（令2 内附令第4・追加）

新たな環境の特別措置の検討要請実施通知書

年 月 日

取

内部総理大臣 名

年 月 日付付で求めのあった新たな地区の特別措置について、国政戦略特別区域法（以下「法」といふ）第26条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施したので、通知します。

記

1. 新たな地区の特別措置の検討要請先の国政行政機関の名称

2. 新たな地区の特別措置の検討要請を実施した年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 30（第30条関係）（令2 内附令第4・追加）

区域計画の策定通知書

年 月 日

内部総理大臣 取

国政戦略特別区域法第26条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり区域計画の策定を促します。

記

1. 区域計画の案（別紙1）

2. 新たな地区の特別措置の適用を受ける国政戦略特別区域計画の策定を促す区域の住民士向の要請書（別紙2）

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

区域計画の案

- 1 国家戦略特別区域の名称
 - 2 (1) 実施する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称
 - (2) 実施する新たな規制の条例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動の名称
 - 3 (4) 戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の事業が国家戦略特別区域に及ぼす経済的・社会的効果
 - 4 その利用促進戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
- 注 3 (1) に掲げる事項については、「1 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」及び「2 その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する事項」を、2 (2) に掲げる事項については、新たな規制の条例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動ごとに、「1 先端的区域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」、「2 先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の条例措置の内容及び」、「3 その他先端的区域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。

別紙2

新たな規制の条例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動を実施するに賛同する住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書

- 1 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法
☐ 国家戦略特別区域会議の議決及び当該区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決
1) 当該区域に係る意向の議決
☐ 当該区域の住民の投票
☐ その他国家戦略特別区域会議が議決と認める方法 ()
- 2 1の年月日 _____
- 3 人の署名

注 3には、1の結果を記載してください。
(例：議会の議決をした場合は、その議決の結果及び主な議論の内容を記載してください。)

別記様式第31（第31条関係）（令2内附令68・追加）
認定区域計画の変更の案申請書

年 月 日
内閣府大臣 読
国家戦略特別区域会議の構成員の氏名

年 月 日付けで認定を受けた区域計画について、国家戦略特別区域法第30条の4第2項の規定に
基づき、認定区域計画の変更の案を提出します。

1 変更事項
2 変更事項の内容

記

1. 認定区域計画の変更の案（別紙1）
2. 先進的區域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意見を聴き取ったことの報告書（別紙2）

注 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別紙1
認定区域計画の変更の案

1 国家戦略特別区域の名称

2
（1）附帯に実施する又は既に実施している国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称
（2）新たに実施する新たな種類の特別措置の適用を受ける先進的區域データ活用事業活動の名称

3 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先進的區域データ活用事業活動の開始が国家戦略特別区域に及び得る社会的効果

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のため
に必要な事項

注 2（1）に掲げる事項については、「1 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施す
る」と規定される主体に関する事項」及び「2 その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する
事項」を、2（2）に掲げる事項については、新たな種類の特別措置の適用を受ける先進的區域データ活
用事業活動ごとに、「1 先進的區域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する
事項」、「2 先進的區域データ活用事業活動が適用される新たな種類の特別措置の内容及び」及び「3 その
他先進的區域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。

別紙2

新たな規制の特別措置の適用を受ける先制別区域ゲート活用事業活動を実施する
区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書

- 1 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法
☐ 同区域臨時特別区域会議の構成員及び当該区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会
の議決
☐ 当該区域に属する議会の議決
☐ 当該区域の住民の投票
：その他当該区域特別区域会議が選定と認める方法（ ）

2 1の年月日

3 1の記述

注 3には、1の記述を記載してください。
〔例：議会の議決をした場合は、その議決の経緯及び主な議論の内容を記載してください。〕